

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	【令和3年4月1日終了】子ども・子育て支援関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香芝市長

公表日

令和7年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法等の関連法に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。 特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書の受理 ②申請書や届出書の確認 ③支給認定要件の確認 ④施設等利用給付認定要件の確認 ⑤保護者情報の確認 ⑥利用調整 ⑦費用の決定及び徴収等に関する事務 ⑧副食費免除の判定に関する事務 ⑨保育料滞納に関する事務 ⑩実費徴収の補足給付に関する事務
③システムの名称	①子ども・子育て支援システム ②保育所保育料システム ③滞納管理システム ④奈良電子自治体共同運営システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項並びに別表第一の8の項及び94の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号）第8条第7項及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 番号法 第19条第7号並びに別表第二の13の項及び116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第7号）第10条の3、第12条第8項及び第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局教育部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香芝市教育委員会事務局教育部こども課 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地 Tel 0745-76-2001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香芝市教育委員会事務局教育部こども課 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地 Tel 0745-76-2001

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	事務の概要	特定教育・保育施設のうち保育に係るもの及び特定地域型保育事業の認定若しくは実施又は費用の徴収に関する事務の一体的な運用 ①認定及び実施等に関する事務 ②費用の決定及び徴収等に関する事務 ③保育料滞納に関する事務	子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連法に基づき、特定教育・保育施設のうち保育に係るもの及び特定地域型保育事業の認定若しくは実施又は費用の徴収に関する事務の一体的な運用事務を行なう。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②支給認定要件の確認事務 ③保護者情報の確認事務 ④利用調整事務 ⑤費用の決定及び徴収等に関する事務 ⑥保育料滞納に関する事務	事後	
	システムの名称	子ども・子育て支援システム・滞納管理システム	子ども・子育て支援システム・保育所保育料システム・滞納管理システム	事後	
平成29年6月29日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	平成27年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	全体の見直し
平成29年6月29日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	500人以上 平成27年4月1日時点	500人未満 平成29年6月1日時点	事後	全体の見直し
平成29年6月29日	担当部署・所属長・請求先等	福祉健康部子ども支援課・教育委員会事務局教育部学校教育課・健康局保険料収納課	教育委員会事務局教育部こども課 同課長	事後	全体の見直し
平成29年6月29日	I-1-③ システムの名称		奈良電子自治体共同運営システムを追加	事前	全体の見直し
平成29年6月29日	I-3 法令上の根拠		書き方を修正	事後	全体の見直し
平成29年6月29日	I-4-① 実施の有無	未定	実施する	事後	全体の見直し
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠		新たに追加	事前	全体の見直し
平成30年6月27日	I-4-② 法令上の根拠		新たに追加(別表2主務省令第12条第8項)	事後	
平成30年6月27日	I-5-② 所属長の役職名	こども課長	教育部次長(こども課長事務取扱)	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策		新たに記載	事後	年1回の定期的な見直しを新様式で新たに作成
令和1年9月30日	評価書名 ほか	特定教育・保育施設のうち保育に係るもの及び特定地域型保育事業の認定若しくは実施又は費用の徴収に関する事務	子ども・子育て支援関係事務	事前	子ども子育て支援法改正(幼児教育保育無償化)による見直し
令和1年9月30日	1-②事務の概要	子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連法に基づき、特定教育・保育施設のうち保育に係るもの及び特定地域型保育事業の認定若しくは実施又は費用の徴収に関する事務の一体的な運用事務を行なう。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書の受理 ②申請書や届出書の確認 ③支給認定要件の確認 ④保護者情報の確認 ⑤利用調整 ⑥費用の決定及び徴収等に関する事務 ⑦保育料滞納に関する事務	子ども・子育て支援法、児童福祉法等の関連法に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書の受理 ②申請書や届出書の確認 ③支給認定要件の確認 ④施設等利用給付認定要件の確認 ⑤保護者情報の確認 ⑥利用調整 ⑦費用の決定及び徴収等に関する事務 ⑧副食費免除の判定に関する事務 ⑨保育料滞納に関する事務 ⑩実費徴収の補足給付に関する事務	事前	同上
令和1年9月30日	2. 特定個人情報ファイル名	特定教育・保育施設のうち保育に係るもの及び特定地域型保育事業の認定若しくは実施又は費用の徴収に係る対象情報ファイル	子ども子育て支援ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル	事前	同上
令和2年6月4日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和1年9月30日時点	令和2年6月4日時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
令和2年6月4日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和1年9月30日時点	令和2年6月4日時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
令和7年6月12日	表紙 評価書名	子ども・子育て支援関係事務	【令和3年4月1日終了】子ども・子育て支援関係事務	事後	年1回の定期的な見直し・再評価